

第7期海津市障害福祉計画

第3期海津市障害児福祉計画

(案)

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

海 津 市

も く じ

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の目標.....	2
5 計画の視点.....	2
6 SDGs との関係.....	4
第2章 海津市の現状	5
1 障がいのある人の現状	5
2 障がいのある児童・生徒の教育環境.....	13
第3章 計画の基本的方向と目標	14
1 本計画の成果目標.....	14
2 成果目標・活動指標の設定	16
3 本計画で定める障害福祉サービス等の体系図.....	26
4 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策.....	27
5 地域生活支援事業.....	34
6 児童福祉法に基づくサービスの見込量と確保の方策.....	38
第4章 地域生活支援体制の整備	41
1 地域共生社会の体制の構築	41
2 サービスの基盤確保	42
3 利用者中心のサービス提供体制の整備.....	42
4 居宅生活を促進するための支援充実.....	43
5 相談支援体制の充実	44
6 就労支援の充実	45
7 障がいのある子どもへの支援の充実.....	46
8 高齢障がい者への支援	46
第5章 計画の推進体制	47
1 計画の推進体制	47
2 計画の進捗管理	47
3 調査研究及び情報提供	49

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

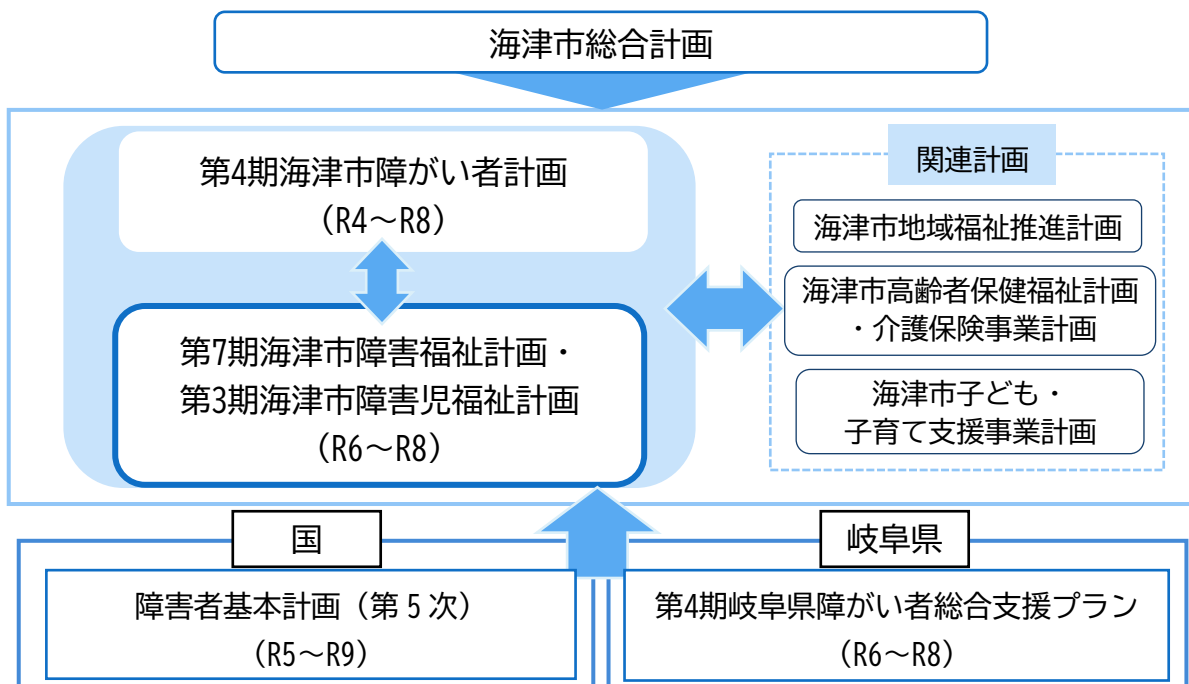
本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）と児童福祉法に基づき、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援サービスなど提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

令和3年3月に策定した「第6期海津市障害福祉計画・第2期海津市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「岐阜県障がい者総合支援プラン」に即し、「第7期海津市障害福祉計画・第3期海津市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」とするもので、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体のものとして策定します。

また、策定にあたっては、海津市総合計画を上位計画とし、障がい者施策の方向性を示す「第4期海津市障がい者計画」や「海津市地域福祉推進計画」、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「海津市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を保ちながら施策を推進していきます。



3 計画の期間

国の基本指針では、障害福祉計画と障害児福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して市町村においても3年ごとに作成しています。このため、本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第3期障がい者計画	第4期障がい者計画				
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (3年)			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (3年)		

4 計画の目標

本計画は、上位計画である「海津市第2次総合計画（後期基本計画）」の基本目標の実現を目指すものです。

基本目標

だれもが健康で 笑顔あふれるまちづくり

5 計画の視点

本計画においては、これまでの計画の基本的な枠組みを継承しつつ、国が示す以下の7つの理念を踏まえ策定をします。

基本的理念	要旨
① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。対象となる障がい者等の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とする。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進める。
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築推進に取り組む。
⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援	障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが重要である。そのため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
⑥ 障がい福祉人材の確保・定着	障がい者の重度化、高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、専門性を高めるための研修実施、多職種間連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や、障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT、ロボットの導入による事務負担の軽減、業務効率化等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。
⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着	障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)

(令和5年子ども家庭庁、厚生労働省告示第1号より抜粋)

6 SDGs との関係

平成27年9月の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットが示されました。持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現される未来に向けて、「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する取組みが求められています。

本計画においても、海津市総合計画に合わせ、特に関連性の高い次の6つの目標を取り上げ、めざすべき将来像の実現とともに、SDGs 項目の達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 海津市の現状

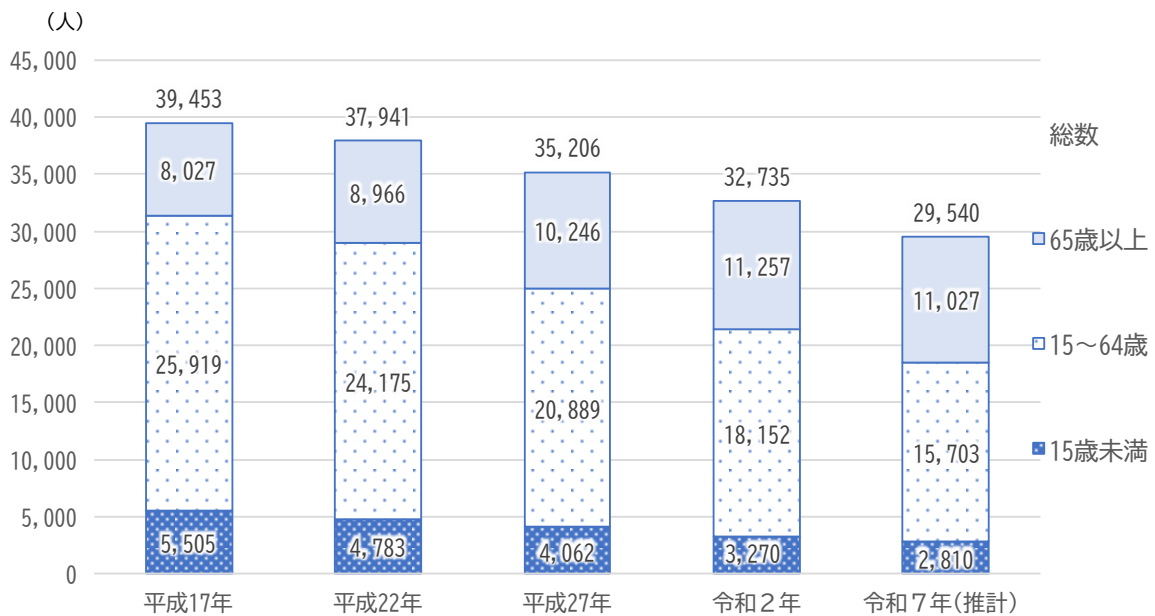
1 障がいのある人の現状

1-1 人口の推移

本市の総人口は、令和2年は32,735人で、平成17年からの15年間でおよそ6,700人が減少しています。年齢3区分別でみると、15歳未満の人口15歳以上64歳までの人口は減少をしていますが、65歳以上の人口は年々増加しており高齢化が進んでいます。

また、令和7年の総人口は3万人を切ると推計されています。

図表1 年齢3区分別人口の推移



資料：平成17年～令和2年 国勢調査（10月1日基準日）

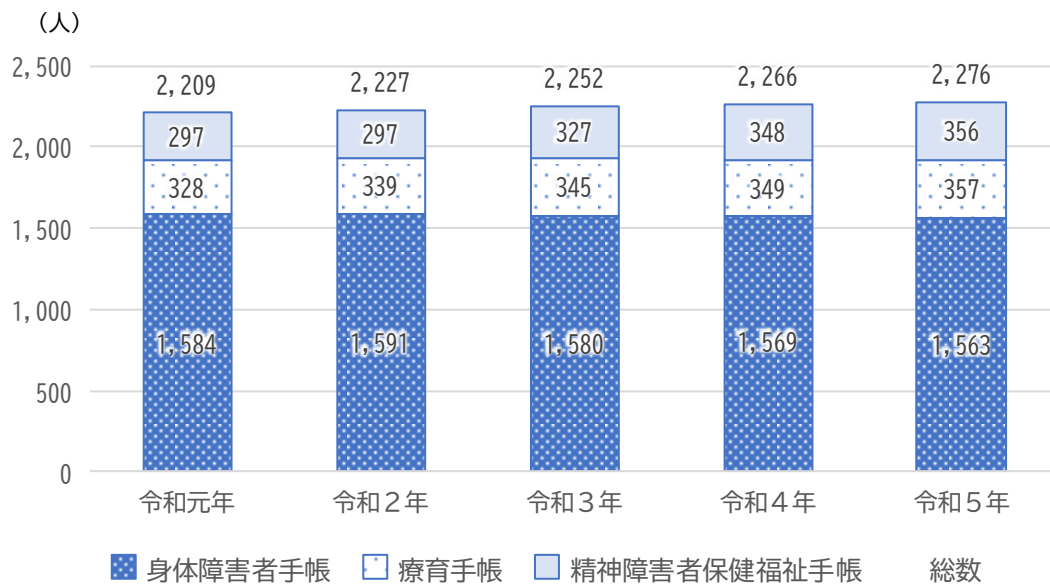
令和7年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）

1-2 障がい別手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳の所持者数は、令和5年3月31日現在2,276人で、年々増加傾向にあります。

このうち、障がい別の手帳所持者数をみると、身体障害者手帳は全体の約9割を占め年々減少をしています。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳は増加をしています。

図表 2 障がい別手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

1-3 身体障がいがある人の状況

身体障害者の種類別人数の推移をみると、令和5年3月31日現在で肢体不自由が801人で全体の約5割を占めている一方、視覚障がいや音声・言語・そしゃく機能障がい、内部障がいは、年々増加の傾向にあります。

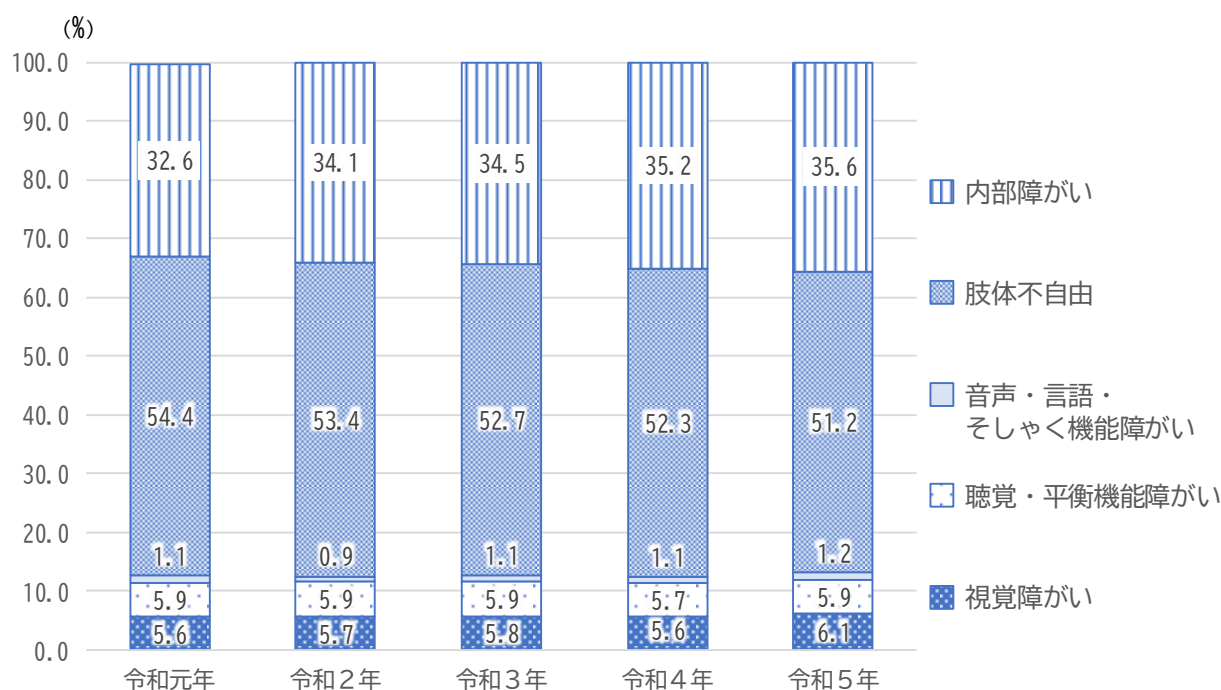
図表3 身体障害者・種類別人数の推移

(単位：人)

合計	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	1,584	1,591	1,580	1,569	1,563
視覚障がい	89	90	91	88	96
聴覚・平衡機能障がい	94	94	94	90	92
音声・言語・そしゃく機能障がい	17	14	17	18	18
肢体不自由	866	850	833	820	801
内部障がい	518	543	545	553	556

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

図表4 身体障害者の種類別構成割合



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

身体障害者手帳の等級別所持者数は、令和5年3月31日現在1級の手帳所持者が505人で全体の約3割を占め、最も多くなっています。また、令和元年からの推移をみると、1級、3級の手帳所持者は増加傾向で、2級、4級から6級の手帳所持者は減少傾向にあります。

図表5 等級別・身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

合計	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	1,584	1,591	1,580	1,569	1,563
1級（最重度）	488	504	499	507	505
2級	240	229	222	224	224
3級	317	325	335	326	327
4級	355	353	343	338	342
5級	99	96	98	95	90
6級	85	84	83	79	75

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

年齢区分別では、令和5年3月31日現在65歳以上の身体障害者手帳所持者が1,232人と全体の約8割を占め最も多くなっています。また、令和2年からの推移をみると、18歳から64歳の所持者は減少していますが、0歳から17歳と65歳以上は横ばいで推移しています。

図表6 年齢区分別・身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	1,584	1,591	1,580	1,569	1,563
0～17歳	18	16	19	19	17
18～64歳	1,566	345	333	317	314
65歳以上		1,230	1,228	1,233	1,232

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

※令和元年は18歳以上で集計値を算出

1-4 知的障がいがある人の状況

療育手帳所持者数は、令和5年3月31日現在357人で、令和元年からの5年間で29人増加しています。そのうち、18歳未満の療育手帳所持者は横ばいですが、18歳以上の所持者は増加の傾向にあります。

判定別で見ると、最重度A1と重度A2は横ばいの状況にありますが、中度B1や軽度B2は年々増加しています。

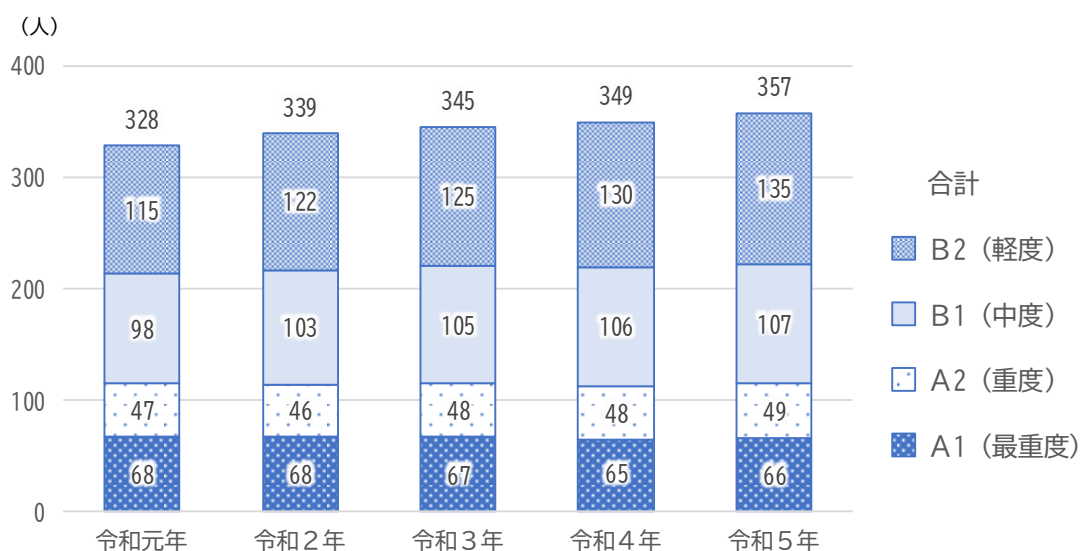
図表7 年齢区分別・療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳所持者数	328	339	345	349	357
18歳未満	80	82	81	84	80
18歳以上	248	257	264	265	277

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

図表8 判定別・療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

1-5 精神障がいがある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月31日現在356人で、令和元年からの5年間で59人増加しています。

等級別で見ると、2級の手帳所持者が全体の約7割を占め、令和元年からの5年間で40人と大きく増加しています。

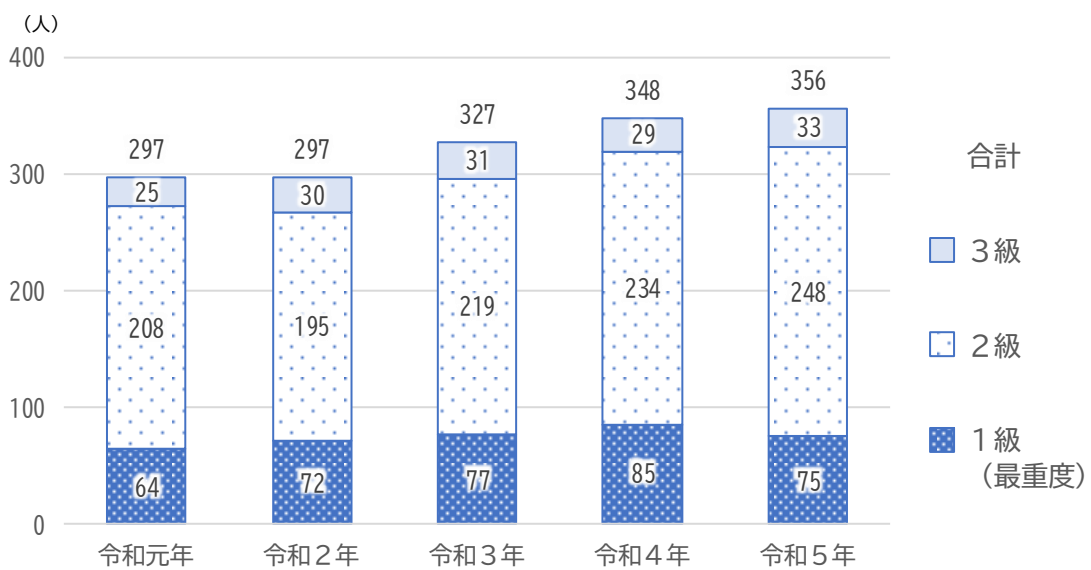
図表9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳所持者数	297	297	327	348	356

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

図表10 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

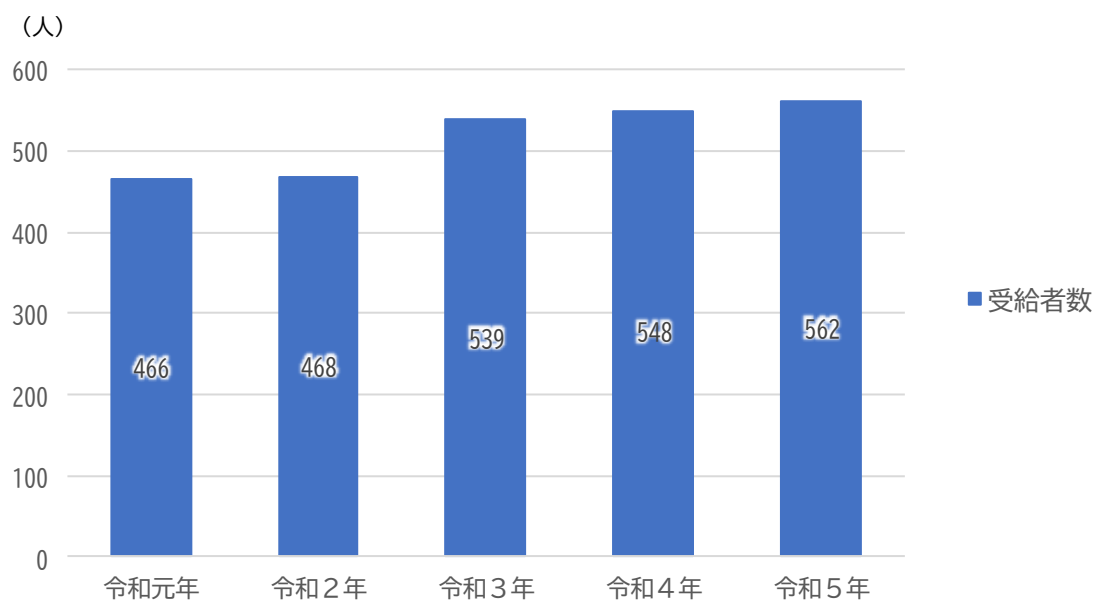


資料：西濃保健所（各年3月31日現在）

1-6 精神通院医療受給者証所持者数の推移

自立支援医療における精神通院医療受給者証の所持者数は、令和5年3月31日現在562人で、令和元年からの5年間で96人増加しています。

図表 11 自立支援医療における精神通院医療受給者証所持者数の推移



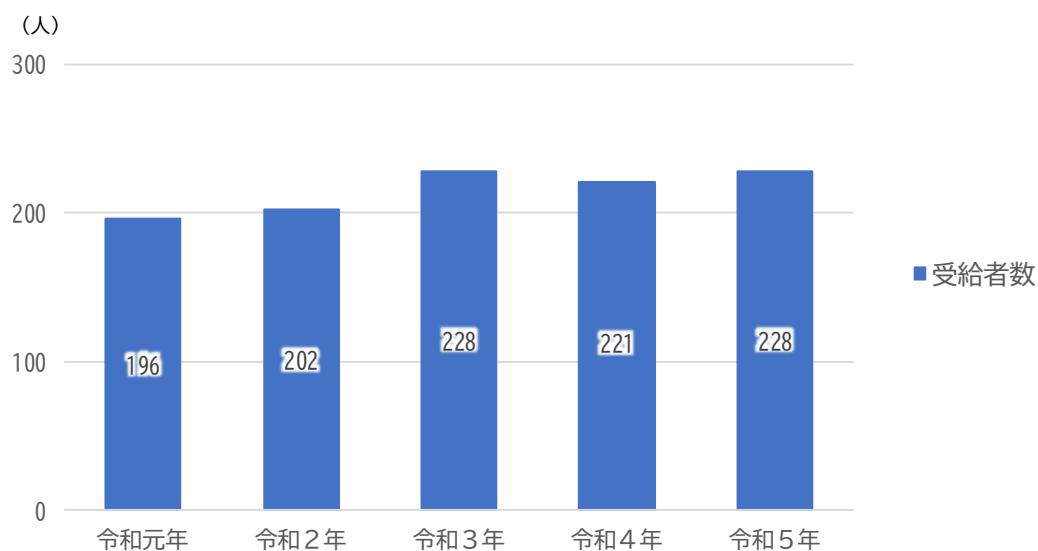
資料：西濃保健所（各年3月31日現在）

1-7 指定難病患者の状況

指定難病認定者数は、令和5年3月31日現在228人で、令和元年からの5年間で32人増加しています。

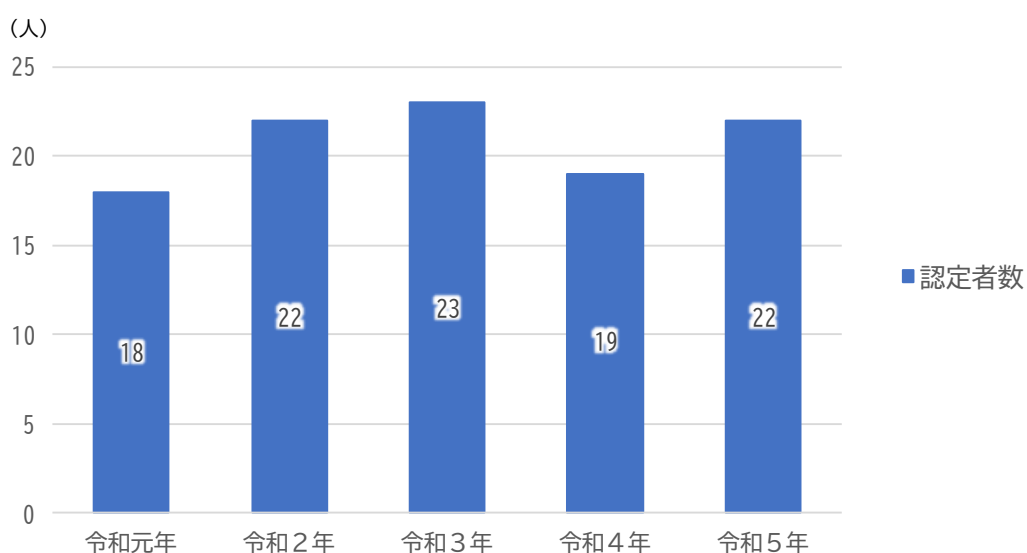
また、小児慢性特定疾病認定者数は、令和5年3月31日現在22人で、令和元年からの5年間で4人増加しています。

図表 12 指定難病認定者数の推移



資料：西濃保健所「西濃地域の公衆衛生」

図表 13 小児慢性特定疾病認定者数の推移



資料：西濃保健所（各年3月31日現在）

2 障がいのある児童・生徒の教育環境

2-1 教育環境

本市の小学校・中学校の在籍者数の推移をみると、令和元年から小学校・中学校ともに横ばいの状況にあります。また、特別支援学校では、令和5年4月1日現在37人が在籍しており、そのうち、高等部が全体の約6割を占めています。

図表 14 海津市立小中学校特別支援学級の在籍者数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	47	51	44	45	49
中学校	22	21	21	21	20
合計	69	72	65	66	69

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

図表 15 海津特別支援学校の在籍者数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	8	9	9	9	8
中学部	12	11	10	10	8
高等部	14	14	14	14	21
合計	34	34	33	33	37

資料：海津特別支援学校（各年4月1日現在）

第3章 計画の基本的方向と目標

1 本計画の成果目標

本計画では、国の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を掲げます。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行



障がいのある人が、一人ひとりの能力や適性に応じた生活を送ることができるよう、共同生活援助（グループホーム）や地域生活支援事業の充実を図り、福祉施設の入所や精神科病院等の入院から地域生活への移行を進めます。

これにより、日常生活や必要な手続きなどで移動手段が必要となるため、福祉有償運送の斡旋や移動支援事業を提供していきます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念のもと、精神障がいの人でも地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするために、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保されるよう、システムの構築を推進します。

③ 地域生活支援の充実



地域住民の身近な課題や困りごとを、公的なサービスの充実だけでなく、地域の支えあいや地域資源の活用により解決できる地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、地理的条件や地域資源の状況や実態を踏まえて包括的な支援体制の構築に取り組みます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等



福祉施設から出て企業等で働くことを希望する障がいのある人が、就労移行支援事業等を活用することにより一般就労ができるよう、就労支援の充実を図ります。

就労支援事業所においては、障がい者本人の特性に合わせたサービス提供により障がい者の能力を見いだして向上を図り、一般就労へ移行できるよう支援を進めます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化



希望する生活を送ることができるよう、障がいのある人や介助者が相談できる支援体制の充実強化を推進するために、相談員等の人材確保や育成をしていきます。

そのほか、相談支援機関との連携強化や、事業所等の訪問による指導・助言を行っていきます。

⑥ 障害福祉サービス等の質を 向上させるための取組に係る体制の構築



県が支援する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し事業所や関係自治体等と結果を共有・活用することにより、サービスの質の向上に取り組めます。

2 成果目標・活動指標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

国の基本指針では令和8年度末までに、令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。また、令和8年度末の施設入所者数の目標値を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としています。

<本市の成果目標>

本市では、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、令和8年度末までに令和4年度末時点における施設入所者数の7.1%（2人）が地域生活へ移行することを目標として設定します。また、令和8年度末の施設入所者数は令和4年度末の施設入所者数の7.1%にあたる2人削減することを目標として設定します。

<地域生活への移行者数>

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	28人	(ア)
国が示す地域生活への移行者数	2人	(イ) = (ア) × 6%以上
令和5年度末の第6期計画達成者数 見込み	0人	(ウ) (第6期目標値2人)
〔国が示す目標値〕 令和8年度末の地域生活移行者数	2人	(エ) = (イ) + (ウ)
〔本市の成果目標〕 令和8年度末の地域生活移行者数	2人	(ア) の7.1%

<施設入所者の削減>

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	28人	(A)
国が示す施設入所者の削減数	2人	(B) = (A) × 5%以上
令和5年度末の第6期計画達成者数 見込み	28人	(C) (第6期目標値28人)
〔国が示す目標値〕 令和8年度末の施設入所者数	26人	(D) = (A) - (B)
〔本市の成果目標〕 令和8年度末の施設入所者数	26人	(A) から2人削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針>

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指す、地域包括システムを構築します。

そのため保険・医療・福祉関係者が協議を行い支援体制を構築するとともに、精神障がい者が地域移行ができるよう促進していきます。

本市では、地域自立支援協議会を設立しており、保健・医療・福祉関係者など複数の分野にわたる委員から地域の実情や福祉の情報共有を行い、解決に向けた支援の方向性について協議し支援体制の強化に取り組めます。

<目標値>

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	12人	12人	12人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援の充実

<国の基本指針>

令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに（複数市町村による共同整備も可能）、その機能充実のためのコーディネーター等の配置を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とします。

また、令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とします。

<本市の成果目標>

本市では、地域生活支援拠点を西濃圏域共同で整備し、機能充実のため年1回以上の運用状況の検証を行います。

また、新たに追加された強度行動障がい者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備についても、西濃圏域共同で整備の検討を行います。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 箇所（西濃圏域共同）
コーディネーターの配置人数	1 人（西濃圏域共同）
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数	1 回以上／年（西濃圏域共同）
強度行動障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備の有無【新規】	整備（西濃圏域共同）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。

うち就労移行支援事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上

うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上

うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上

令和8年度において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。

<本市の成果目標>

国の方針では令和3年度の実績を基本としています。本市の令和3年度の実績値が他の年度に比べて高い値を示しているため、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、令和4年度の実績を基準に以下のように目標を設定します。

<一般就労への移行>

項目	数値	備考
令和4年度の一般就労移行者数	2人	(ア)
〔国が示す目標値〕 令和8年度の一般就労移行者数	3人	(ア) × 1.28倍以上
本市の成果目標	7人	

<就労移行支援事業>

項目	数値	備考
令和4年度末の就労移行支援事業における移行者数	2人	(A)
〔国が示す目標値〕 令和8年度末の就労移行支援事業における移行者数	3人	(A) × 1.31倍以上
本市の成果目標	3人	

<就労継続支援A型事業>

項目	数値	備考
令和4年度末の就労継続支援A型事業における移行者数	0人	(B)
〔国が示す目標値〕 令和8年度末の就労継続支援A型事業における移行者数	2人	(B) × 1.29倍以上
本市の成果目標	2人	

<就労継続支援B型事業>

項目	数値	備考
令和4年度末の就労継続支援B型事業における移行者数	0人	(C)
〔国が示す目標値〕 令和8年度末の就労継続支援B型事業における移行者数	2人	(C) × 1.28倍以上
本市の成果目標	2人	

<事業所数>

項目	数値	備考
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 【新規】	1か所	

② 就労定着支援事業の利用者数

<国の基本指針>

令和8年度における、就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

<本市の成果目標>

本市では、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、令和8年度における就労定着支援事業等の利用者を以下のように目標を設定します。

<目標値>

項目	数値	備考
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	2人	(A)
令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	3人	(A) × 1.41倍以上
本市の成果目標	3人	

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

<国の基本指針>

令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

<本市の成果目標>

本市では、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、令和8年度における就労定着支援事業利用後の就労定着率が7割以上の事業所を以下のように目標を設定します。

<目標値>

項目	数値	備考
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所数	1か所	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針>

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、令和8年度末までに協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

<本市の成果目標>

本市では、令和3年10月に基幹相談支援センターを設置し、障がい者の総合的な相談に応じ必要な援助や情報提供を行っています。今後も地域の相談支援体制の強化に努めるとともに、市内や関係機関との横断的連携体制を整備し、包括的に支援する体制を構築します。

<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	14件	16件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	15回	15回	15回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	0回	1回	1回
	主任相談支援専門員の配置数【新規】	0人	0人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1回	1回	1回
	参加事業者・機関数	17機関	17機関	17機関
	専門部会の設置数	2部会	2部会	2部会
	専門部会の実施回数	5回	5回	5回

① 児童発達支援センターの設置

<国の基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とします。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えありません。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。

<本市の成果目標>

児童発達支援センターは、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育施設です。

本市では、海津総合福祉会館内に発達支援センター「くるみ」を設置しており、障がい児や家族との相談、認定こども園、小中学校、特別支援学校と連携を図っています。

引き続き、庁内関係部署や関係事業所と連携し、障がい児の地域社会への参加を推進します。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
児童発達支援センターの設置数 (同等機能の体制を有する)	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築の有無	構築

② 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本指針>

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。なお、確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えはありません。

<本市の成果目標>

重症心身障がい児の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所については、西濃圏域で確保されているため、本市単独での設置については今後も検討をしていきます。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1カ所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1カ所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

<本市の成果目標>

本市では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場の設置とコーディネーターの配置に向けて協議していきます。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置の有無	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築

<国の基本指針>

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

<本市の成果目標>

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加するほか、障害者自立支援審査システムによる審査結果を分析した結果を事業所等と共有し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

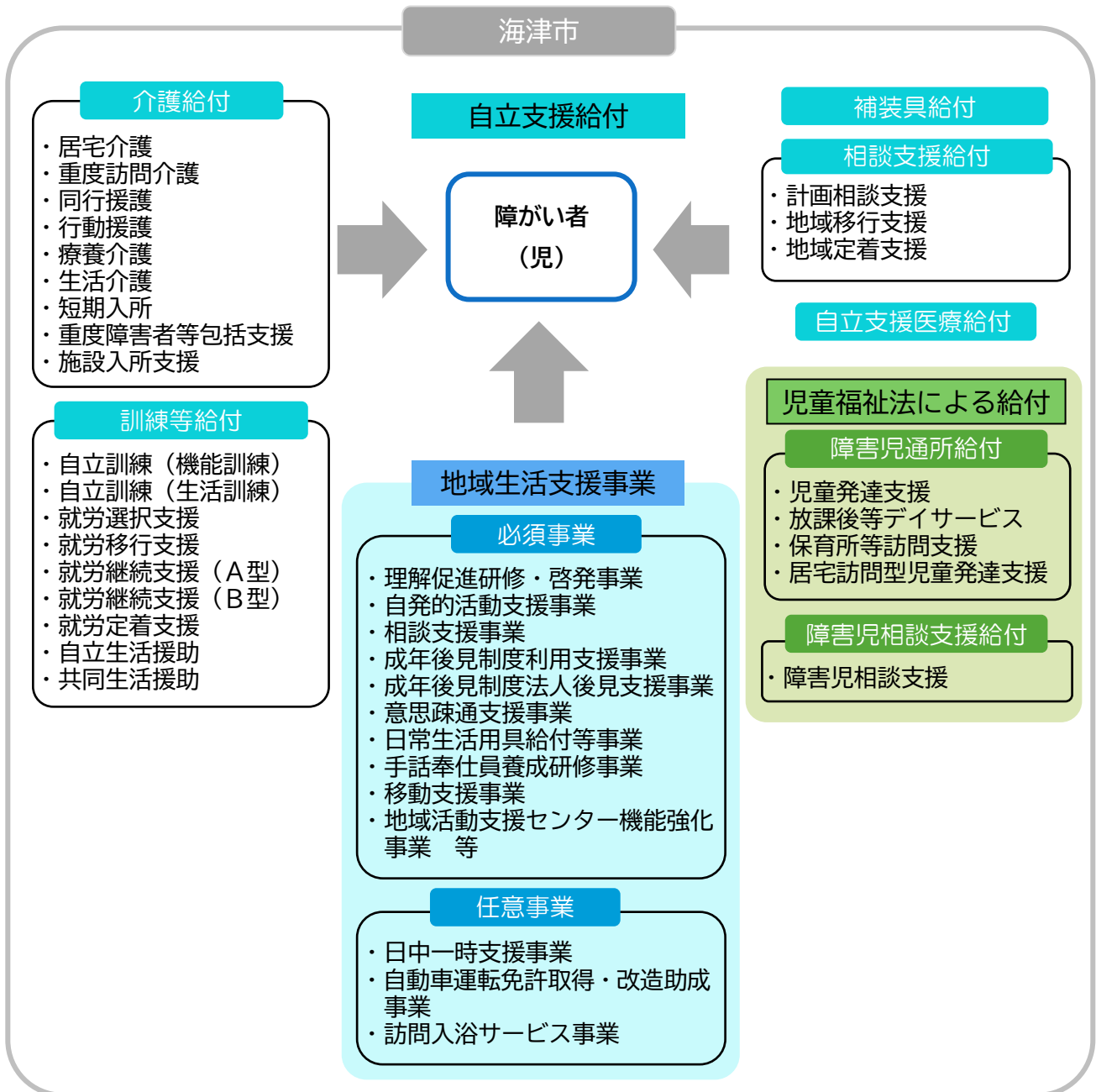
<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への本市職員の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	0回	0回	1回

3 本計画で定める障害福祉サービス等の体系図

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。

<障害福祉サービス等・障害児通所支援サービス等の体系図>



4 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

ここでは各項目ごとに各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込み（サービス見込量）とその確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込量は、本市における障がい者の推移や実績等を勘案し算定しています。

（1）訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅において、入浴、排せつ及び食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護並びに外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

<サービスの見込量>

(1 か月あたり)

サービス名	単位	区分	第6期計画			第7期計画		
			令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
居宅介護	人	見込量	8	8	8	11	11	12
		実績	7	9	10	-	-	-
	時間	見込量	120	120	120	567	703	870
		実績	108	170	458	-	-	-
重度訪問介護	人	見込量	0	0	1	1	1	1
		実績	0	1	1	-	-	-
	時間	見込量	0	0	50	140	140	140
		実績	0	15	135	-	-	-
同行援護	人	見込量	2	3	4	3	4	4
		実績	2	3	2	-	-	-
	時間	見込量	12	16	22	16	17	17
		実績	9	16	13	-	-	-
行動援護	人	見込量	2	3	3	3	3	3
		実績	0	0	0	-	-	-
	時間	見込量	10	15	15	15	15	15
		実績	0	0	0	-	-	-
重度障害者等 包括支援	人	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
	時間	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

サービスの提供状況

「居宅介護」や、「重度訪問介護」については、第6期計画の見込量に対し利用実績が多い状況であり、利用者・利用時間ともに年々増加しています。

重度の障がいのある人を対象とした「行動援護」、「重度障害者等包括支援」については、令和3年度からの利用はありません。

<サービス量確保のための方策及び今後の方向性>

- サービスを必要としている人が適切に利用できるよう、サービスの内容や利用方法をわかりやすく周知するなど、情報提供を行います。
- 計画相談支援事業所と連携を図り、利用者のニーズを的確に把握し、個々のニーズに応じたサービスが提供できるよう事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、必要なサービス量を提供できる体制を確保します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
療養介護	常時、医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として昼間において施設で入浴、排せつ及び食事等の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間障害者支援施設等で宿泊を伴う介護を行います。
短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間医療機関で宿泊を伴う介護を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練等、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復のための訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労している人に、就労に伴う生活上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

<サービスの見込量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	区分	第6期計画			第7期計画		
			令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
療養介護	人	見込量	6	7	7	6	6	6
		実績	6	6	6	-	-	-
生活介護	人	見込量	86	90	94	77	77	76
		実績	76	78	73	-	-	-
	日	見込量	1,650	1,670	1,700	1,584	1,579	1,574
		実績	1,577	1,589	1,503	-	-	-
短期入所 (福祉型)	人	見込量	15	16	17	8	8	8
		実績	7	6	8	-	-	-
	日	見込量	75	80	85	80	84	87
		実績	48	52	77	-	-	-
短期入所 (医療型)	人	見込量	1	2	2	1	1	1
		実績	0	1	1	-	-	-
	日	見込量	8	10	10	2	2	2
		実績	0	2	1	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	人	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	人	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	1	0	0	-	-	-
	日	見込量	50	50	50	50	50	50
		実績	17	0	0	-	-	-
就労選択支援 【新規】	人	見込量	-	-	-	0	0	1
		実績	-	-	-	-	-	-
	日	見込量	-	-	-	0	0	10
		実績	-	-	-	-	-	-
就労移行支援	人	見込量	13	14	14	12	12	13
		実績	12	12	7	-	-	-
	日	見込量	250	270	290	254	262	271
		実績	248	245	135	-	-	-
就労継続支援 A型	人	見込量	34	36	38	32	34	35
		実績	25	31	31	-	-	-
	日	見込量	570	600	630	672	715	761
		実績	539	631	538	-	-	-

サービス名	単位	区分	第6期計画			第7期計画		
			令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
就労継続支援 B型	人	見込量	100	105	110	110	115	121
		実績	91	105	113	-	-	-
	日	見込量	1,800	1,850	1,900	2,061	2,172	2,289
		実績	1,679	1,955	1,977	-	-	-
就労定着支援	人	見込量	-	0	1	4	4	5
		実績	2	4	4	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

サービスの提供状況

「生活介護」、「短期入所（福祉型）」については、第6期計画の見込量に対して利用実績が少ない状況であり、「自立訓練」ではともに令和3年度からの利用はありません。

また、「就労継続支援B型」と「就労定着支援」については、計画見込量以上の実績がありました。

<サービス量確保のための方策及び今後の方向性>

- 一人ひとりの障がいの特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- ニーズに合ったサービス量確保のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者との連携を図ります。
- 地域移行への促進や障害児サービスからの移行に伴う、具体的な障がい特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がいのある人が安定した就労生活を継続できるよう、定着に向けた就労生活支援を行います。
- 障がいのある人が安心して働ける環境づくりのために、就労支援者等との連携を図りながら、働きやすい環境の整備を進めていきます。
- 就労移行を促進するため、市内の企業に対して周知啓発を行い、障がい者雇用や職場実習の理解を深めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に入浴や排せつ、食事の介助等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回訪問や相談援助を行います。

<サービスの見込量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	区分	第6期計画			第7期計画		
			令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
施設入所支援	人	見込量	29	29	28	29	28	27
		実績	28	29	27	-	-	-
共同生活援助	人	見込量	44	46	48	46	47	48
		実績	42	45	45	-	-	-
自立生活援助	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	1	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

サービスの提供状況

「施設入所支援」、「共同生活援助」、「自立生活援助」の全てのサービスにおいて第6期計画の見込量と同程度の実績となっています。

<サービス量確保のための方策及び今後の方向性>

- 施設入所者の地域移行のため、関係機関やサービス提供事業所との連携を図ります。
- 地域で生活していくための相談支援や緊急時の体制を整備します。
- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしている体制を確立していきます。
- グループホームは、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、引き続き整備の推進を図ります。
- ニーズに合ったサービス量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(4) 相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

<サービスの見込量>

(1 か月あたり)

サービス名	単位	区分	第6期計画			第7期計画		
			令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
計画相談支援	人	見込量	70	75	80	82	85	89
		実績	74	79	55	-	-	-
地域移行支援	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-
地域定着支援	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

サービスの提供状況

「計画相談支援」は、令和5年度の実績（見込み）は少ないですが、令和3・4年度は計画見込量以上の利用がありました。

<サービス量確保のための方策及び今後の方向性>

- 障がいのある人の意思決定を支援するために、相談事業所や関係機関との連携を強化することで、相談支援体制を充実します。
- 困難事例にも対応できるよう、専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人がそれぞれの特性にあった支援を受けることができよう、基幹相談支援センターが中心となり、総合的な相談支援を行います。

5 地域生活支援事業

障害福祉サービス等と同様に、地域生活支援事業の必要量を見込むため、令和3年度から令和5年度（見込み）までのサービス利用状況を分析し、各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量を設定します。

【必須事業】

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人（児）が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人（児）に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者及び精神障がい者等を対象に、判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣し、障がいのある人等との意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を、近隣市町との共同事業で行います。（日常会話程度の手話表現技術を取得）
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

<サービスの見込量>

(年間あたり)

サービス名		区分	第6期計画			第7期計画			
			令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	
			実績			見込			
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業		力所	5	5	1	5	5	5	
成年後見制度 利用支援事業		人	見込量	1	1	1	1	1	
			実績	0	0	0	-	-	-
意思疎通支援事業	手話通訳者 派遣事業	件	見込量	45	45	50	51	54	57
			実績	54	49	24	-	-	-
	要約筆記者 派遣事業	件	見込量	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0	-	-	-
手話奉仕員 養成研修事業		人	見込量	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0	-	-	-
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	件	見込量	6	6	7	5	5	5
			実績	0	0	0	-	-	-
	自立生活 支援用具	件	見込量	4	4	4	4	4	4
			実績	7	3	0	-	-	-
	在宅療養等 支援用具	件	見込量	10	12	14	3	3	2
			実績	10	4	0	-	-	-
	情報・意思疎通 支援用具	件	見込量	5	6	6	2	1	3
			実績	3	2	0	-	-	-
	排せつ管理 支援用具	件	見込量	1,100	1,150	1,150	1,482	1,487	1,493
			実績	1,024	1,040	1,476	-	-	-
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	見込量	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0	-	-	-
移動支援事業		人	見込量	10	11	12	7	7	6
			実績	8	7	7	-	-	-
		時間	見込量	300	320	350	258	252	246
			実績	266	215	264	-	-	-
地域活動支援センター 事業		力所	見込量	3	3	3	3	3	3
			実績	3	3	3	-	-	-
		人	見込量	40	40	42	91	99	107
			実績	50	53	84	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

サービスの提供状況

「意思疎通支援事業」については、令和3年度からの利用は減少傾向にあり、「移動支援事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、見込量より大幅に下回っています。

また、一方で「地域活動支援センター事業」の利用は令和5年度（見込み）は見込量より2倍の増加となっています。

<サービス量確保のための方策及び今後の方向性>

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- 意思疎通等のボランティアの育成を図り、必要に応じてボランティアと障がいのある人との橋渡しを行います。
- ニーズに合ったサービス量の確保のため、地域自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 地域社会への障害者差別解消に向け、さらなる啓発を推進します。
- 障がいに対する知識や理解を深め、適切な合理的配慮の提供に努めます。
- 日々の生活をするにあたり、交通手段が不足しているため、今後移動支援事業のサービス提供を促進します。
- 地域住民に対し、障がいに対する理解だけでなく、サービス内容や事業所の取組みについても情報提供し、理解促進・啓発を推進します。

【任意事業】

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	障がいのある人に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障がいのある人及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得希望の場合、あるいは自ら所有し運転する自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキ等の一部を改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。
訪問入浴サービス事業	居宅において常に伏臥していることにより、入浴することが困難な65歳未満の障がい者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

<サービスの見込量>

(年間あたり)

サービス名	単位	区分	第6期計画			第7期計画		
			令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)	令和6年度(2024年)	令和7年度(2025年)	令和8年度(2026年)
日中一時支援事業	人	見込量	25	27	30	29	29	30
		実績	29	28	36	-	-	-
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	見込量	2	2	2	6	7	9
		実績	2	5	3	-	-	-
訪問入浴サービス事業	人	見込量	2	2	2	4	5	6
		実績	3	3	3	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

サービスの提供状況

「日中一時支援事業」、「自動車運転免許取得・改造助成事業」、「訪問入浴サービス事業」の全てのサービスにおいて第6期計画の見込量と同程度となっています。

<サービス量確保のための方策及び今後の方向性>

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合ったサービス量の確保のため、地域自立支援協議会や市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

6 児童福祉法に基づくサービスの見込量と確保の方策

(1) 障害児通所、入所、相談支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員、保育士などが保育所等を訪問し、障がい児本人とスタッフに対して、障がい児が集団生活に対応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な重度障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

<サービスの見込量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	区分	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)	令和 6年度 (2024年)	令和 7年度 (2025年)	令和 8年度 (2026年)
			実績			見込		
児童発達支援	人	見込量	90	95	100	71	68	66
		実績	96	73	53	-	-	-
	日	見込量	420	450	470	299	299	298
		実績	298	300	206	-	-	-
放課後等デイサービス	人	見込量	63	65	67	73	79	86
		実績	52	67	54	-	-	-
	日	見込量	670	700	720	850	906	957
		実績	609	740	813	-	-	-
保育所等訪問支援	人	見込量	0	0	1	0	0	1
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	4	0	0	4
		実績	0	0	0	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	人	見込量	0	0	1	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	4	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
障害児相談支援	人	見込量	50	55	60	50	52	55
		実績	26	47	14	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

サービスの提供状況

「放課後等デイサービス」については、利用人数の見込量と実績に大きな変化はありませんが、利用日数が見込量に対し大幅に増加しており、1人当たりの利用数が増加していることがわかります。また、「児童発達支援」や「障害児相談支援」については見込量を下回っている状況で、「保育所等訪問支援」や「居宅訪問型児童発達支援」の利用はありません。

<サービス量確保のための方策及び今後の方向性>

- 障がいの児の療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取組みを進めます。
- 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、学校等と協議していきます。
- 相談支援提供体制の量と質の確保を図ります。
- 就園時や就学児等切れ目のない支援を提供するために、関係機関とサービス提供事業所等での情報共有や連携を強化します。

(2) 障がい児における子ども・子育て支援等見込み

<障がい児の受入れ見込量>

(年間あたり)

種別	単位	見込み		
		令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
保育所・認定こども園	人	120	132	144
放課後児童健全育成事業	人	12	12	12

(3) 発達障がい等に対する支援

<国の基本指針>

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要です。そのためには、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することや、発達障がいを早期かつ正確に判断し、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要です。

<目標値>

サービス名	単位	区分	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)	令和 6年度 (2024年)	令和 7年度 (2025年)	令和 8年度 (2026年)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人	見込量	5	5	5	5	5	5
		実績	0	0	0	-	-	-
ペアレントメンターの人数※	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	1	-	-	-
ピアサポートの活動への参加人数※	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	1	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

※ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※ピアサポート：同じような立場に立っていたり悩みや課題を持ったりする仲間がつながり、支え合うこと。

第4章 地域生活支援体制の整備

1 地域共生社会の体制の構築

(1) 地域コミュニティの育成

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、地域のあらゆる人が支えあいながら住みよい地域社会を構築していく必要があります。

近年は、コロナ禍の影響もあり地域でのつながりが希薄化し、自治会活動への参加が少なくなっている傾向にあります。そのため、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画できる地域コミュニティの体制を構築し、障がいのある人だけでなく、介護や子育てなど、あらゆる地域課題に対応できる体制づくりに取り組んでいきます。

(2) 地域への啓発活動の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らすには、地域住民の理解と協力は必要不可欠です。

障がいのある人もない人もお互いに交流し、ふれ合うことを通じ理解を深めることができるよう、区・自治会や民生委員・児童委員、認定子ども園・学校、サービス提供事業所、各種団体等との連携を図り、多様な交流活動を推進していきます。

また、地域住民が障がいに対する正しい認識を持つために、ヘルプマークの普及・啓発を行います。

(3) 地域の見守り体制の構築

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、介助者や家族だけでなく、地域住民による支援が必要です。在宅で生活されている障がいのある人が、今後も在宅で生活を継続していくことができるよう、普段の日常的な見守りを行い困りごとや悩みごとの相談を受け、関係機関につなげます。また、災害時において自ら避難が難しい人に対し「避難行動要支援者支援制度」を活用し、自治会、民生委員、児童委員、隣近所など地域における支援体制・見守り体制の構築を進めていきます。

2 サービスの基盤確保

(1) サービス提供事業者の確保

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスを安定的に供給することができるようサービス提供事業所やNPO法人、企業等の把握に努めるとともに、障がいのある人の様々なニーズに応えることができるよう、多様なサービス提供主体の参入を促進していきます。また、地域自立支援協議会を活用し、事業間の障害サービスの共有化に取り組めます。

3 利用者中心のサービス提供体制の整備

(1) 制度及びサービス内容の周知と普及

利用者が自らの意思でサービスを選択し利用していくためには、制度や福祉サービスの内容等について理解を深めることが必要になります。

そのため、市報やホームページ、SNS等の媒体を活用し、障がいの制度やサービス内容を広く周知してまいります。

(2) 情報提供体制の充実

障がいのある人が自分に合ったサービスや支援を受けるためには、サービスの情報を円滑に入手できることが重要となります。そのため、市民ボランティアの協力を得て声の市報「かいづ」として希望者に届け、きめ細やかな支援をしてまいります。

また、障害福祉サービスなどのパンフレットについては、視覚障がいのある方が見やすいように文字の大きさや配色に配慮するとともにSPコード化の導入も検討していきます。

また、障がいのある人が身近な場所からでも情報が入手できるよう、市がサービス提供事業所や当事者団体、学校、医療機関と連携しながら、福祉サービス等に関する情報を提供していきます。

(3) ケアマネジメントの充実

障がいのある人が、希望に合ったサービスを利用するためには、障がいのある人のニーズの把握と、サービス利用につなげるケアマネジメントの充実が必要です。そのため、障がいがある人に質の高いサービスを適切に提供することができるよう相談支援専門員の支援に努めていきます。

(4) 権利擁護の推進

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、市民に障がい者虐待の防止に関することや虐待を発見した際の通報義務など周知を図っていきます。

また、障がいのある人や児童が虐待にあった場合には、相談支援事業所等やサービス提供事業所等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行い、再発防止等に向けた体制を強化していきます。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法において、「不当な差別的取り扱い」と「合理的な配慮をしないこと」が「差別になる」としており、差別や偏見等を解消するために、更なる障がいへの理解や周知を行っていきます。

少子高齢化社会の進展に伴い、支え手である家族や介護者も高齢化が進むことから、「親亡き後」を見据えた成年後見制度についても、必要に応じて支援を進めていきます。

4 居宅生活を促進するための支援充実

(1) 生活の場の確保

障がいのある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、生活の拠点となる住まいの確保が最も大切となります。そのような中で、グループホームは、障がいのある人が仲間とともに地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、今後、整備の必要性が求められています。

施設入所者や長期入院者が地域での生活に移行するためにも、サービス提供者や障がい者団体等と連携し、計画的な整備について検討していきます。

また、障がいのある人が住みよい居住環境となるよう、日常生活用具給付等事業等を給付し、より良い環境の整備を支援していきます。

(2) 居宅サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、居宅生活を支援するサービスが重要となり、多様なサービスを展開する提供事業所の参入を働きかけていきます。

また、難病患者等については、適切なサービスを選択して、必要なサービスの利用ができるように支援体制の充実を図るとともに県や近隣市町等と連携し居宅サービス利用の支援を行っていきます。

(3) 地域ケア体制の構築

医療的ケアなどの支援が必要な重度・重複障がいのある人が、介助者の病気やケガ等によりケアが受けられない場合については、緊急的に受け入れることができる施設の体制整備を図るなど、支援のあり方について、地域自立支援協議会等において検討を行っていきます。

(4) 障がいのある人の社会参加を支える取組み

平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことにより、障がいのある人がその個性や能力を發揮し、就労をはじめスポーツや文化芸術などの多様な活動に参加できるよう、各種団体の協力も得ながら参加機会の確保に努めます。

5 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

令和3年10月に設置した基幹相談支援センターを中心とした相談窓口が、障がいに関するサービスや、日常的な不安や悩みなどの相談を受け、相談支援事業の充実を図っていきます。また、相談者の複雑化・複合化したニーズに対応するため、既存の相談支援事業の取組みを活かしつつ、参加支援、地域づくり、アウトリーチなど包括的な支援体制を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を令和6年度より進めていきます。

6 就労支援の充実

(1) 就労支援体制の充実

障がいのある人の適性や能力に応じ適切な就労支援が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、公共職業安定所、西濃障がい者就業・生活支援センター等の関係機関・団体との連携体制を強化し、支援体制の充実を図ります。また、障がいのある人を一般就労へつなげることができるよう「就労移行支援」「就労継続支援A型」等の各障害福祉サービスの提供体制の整備を図るとともに、地域自立支援協議会就労部会と連携し、就労支援を行っていきます。

(2) 就労の場の確保

障がいのある人の就労の場を確保するため、商工会等へ障がい者雇用に関する働きかけを行い、障がいのある人が自立できるよう支援していきます。

また、一般就労が困難な人に対し福祉的就労の場である、「就労継続支援B型」等の提供体制の充実に努めていきます。

(3) 工賃アップに向けた取組みの促進

就労継続支援事業所等の福祉的就労の場で働く障がいのある人に、工賃アップを目指す取組みを支援します。また、企業等からの発注を受ける機会を増やすため、商工会等と連携しながら、福祉的就労の場で働く人の能力向上を図っていきます。

また、平成25年に障害者優先調達法が施行されたことに伴い、本市における独自の調達方針を定め、障がい者就労施設等から購入できる物品等については優先的に購入し、障がいのある人の工賃向上に向けた取組みを推進していきます。

(4) 就労の定着支援

一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続していくことができるよう、家族や公共職業安定所、西濃障がい者就業・生活支援センター等の関係機関、企業等と連携を強化していきます。また、就労においてだけでなく、生活面における多様な課題に対しても相談を受け、就労が定着するよう支援をしていきます。

7 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 相談支援の充実

本市の海津総合福祉会館にある発達支援センター「くるみ」では、発達障がい等のある人や家族が安心して暮らしていくことができるように、発達相談や発達支援などを行っています。

乳幼児期から成長期までのライフステージに合わせ、関係機関と連携を図りながら、相談支援や啓発活動の充実に取り組んでいきます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの支援にあたっては、保育から教育、就労への移行の支援を含め、医療機関や学校、発達支援センター「くるみ」、子育て世代包括支援センター等関係機関と連携を図り、情報共有を行います。

また、障がいのある子どもや発達など課題のある子どもが成人となった際に、障害福祉サービスが円滑かつ適切に受けられるよう、学校等とあらかじめ協議のうえ、支援体制を整えます。

8 高齢障がい者への支援

(1) 障害福祉サービスと介護保険サービスの連携体制の構築

本市では、高齢化率が35%を超え年々上昇していますが、障がい者についても高齢化が進行しています。そのため、障がいの程度にかかわらず本人や家族・支援者の今後の支援の方向性や、「親亡き後」を見据えていく必要があります。

現在、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用利用している障がい者は多くはありませんが、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

このような状況に鑑み、高齢の障がい者を共に支えるため、障害分野の相談支援専門員と介護分野の介護支援専門員の連携体制を構築していきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進においては、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、教育、保健・医療、雇用等の多様な分野との連携を強化する必要があります。

障害福祉サービス量の確保にあたり、近隣市町も含めたサービス提供事業所等の関係機関と情報の共有を図り、体制整備の強化を図ります。

さらには、障がい者への障害福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、市内のみでなく県及び周辺自治体を含めた西濃圏域障がい者自立支援協議会等において協議しながらネットワークを構築していきます。

本市は愛知県・三重県と隣接していることから、両県に所在する事業所施設を利用する人が増えているため、他県の事業所との連携をし、支援の充実を図っていきます。

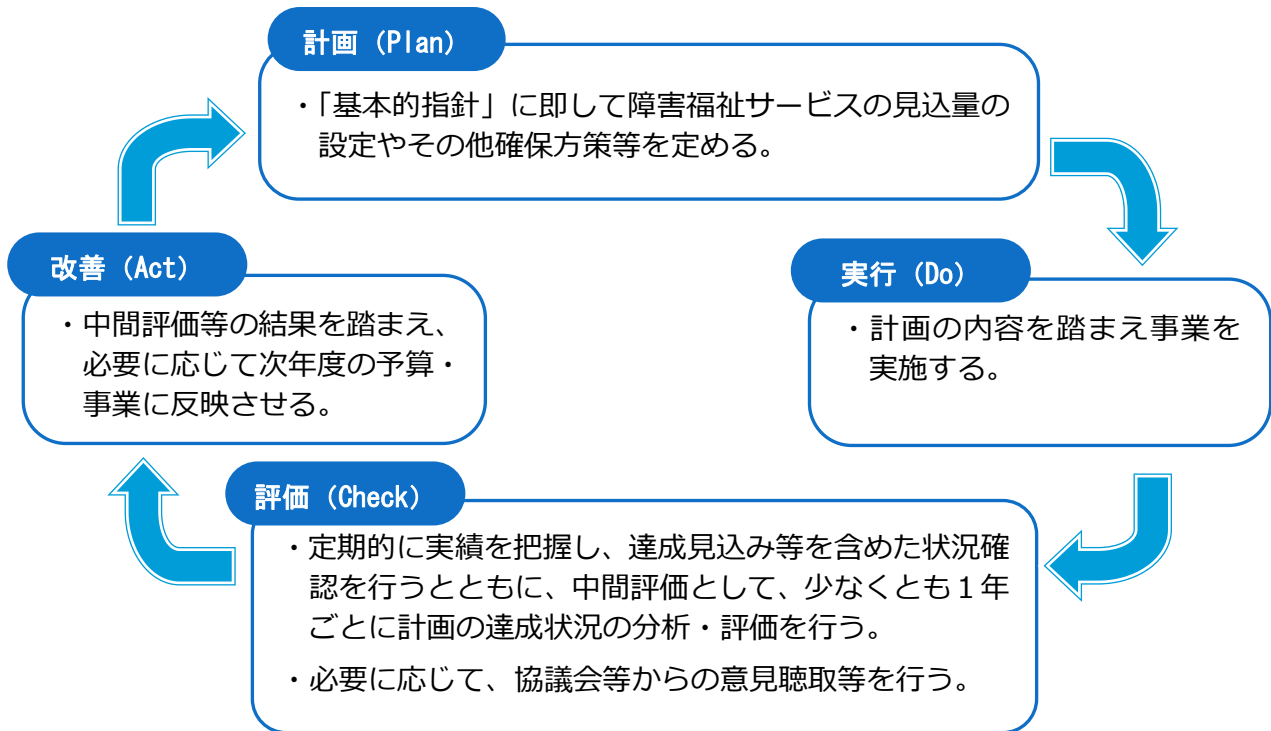
2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時は計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

そのため、本市においては定期的に調査分析等を行い、地域自立支援協議会において障害福祉計画・障害児福祉計画の中間評価を実施していきます。

■PDCAサイクルの考え方

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直しする



また、現代社会においては福祉に対する施策の動きも大きいほか、国・地方自治体を問わず福祉に関連する年間予算が増加し続けており、事業者や障がい者が必要とする事業内容、ニーズも多種多様になっています。その一方、全国的な人口減少や介護職員の人材難から、AI（人工知能）やロボットを利用するなど無人化、省力化が進みはじめています。

こうしたことから、実際の現場においてはPDCAサイクルでは対応できない場面も出てくることを考慮した「OODAループ」での見直しが必要となることも考えていく必要があります。

■OODAループの考え方

観察 (Observe)	現地調査や報告などから、事業内容や利用者等を観察します。思いやりや、予断を廃した柔軟さ、臨機応変さが求められます。
判断 (Orient)	調査報告の結果に基づき、状況を判断し、方向づけを行います。
方針 (Decide)	今後の具体的な方針やプランを策定します。
行動 (Act)	実際の行動をします。

3 調査研究及び情報提供

本市の障がい者施策を適切に講じていくため、障がいのある人をはじめ障害福祉サービス事業所や関係機関、一般市民に対して障がい者施策等に関する調査を実施し、計画の推進に反映させるように努めます。また、計画の推進において市民の理解と協力を得るため、情報提供を行い、障がい者施策を推進していきます。

第7期海津市障害福祉計画・第3期海津市障害児福祉計画

発行年月:令和6年3月

発行・編集:海津市健康福祉部社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

電話番号 0584-53-1139

FAX番号 0584-53-1569